



『暮らしのなかの食と農57 農協・農委「解体」攻撃をめぐる7つの論点』

(田代洋一 筑波書房 2014年12月)

渡辺 克司*

先般の参院農林水産委員会で、著者は参考人質疑で意見陳述をし、農協法改革法案は廃止にすべき（「改正案は、出自が悪く、論理不整合、不適切、具体不明であり廃案相当」8月25日）と主張したが、改正農協法は8月27日に可決され28日に成立した。施行日は来年4月1日。

2012年に安倍政権が登場して以来、「戦後レジーム（体制）からの脱却」「岩盤規制の打破」を掲げて、農政、農協・農業委員会制度改革を断行する、抜本的に改めるとして安倍首相は今国会に農協法改革法案を提出した。しかし、法案を審議する過程において審議すればするほど「疑問・不安・懸念」が多く出され、しかも質問には大臣、首相は真っ向に答えず、参考人質疑でも疑問・批判が噴出し、地方公聴会では農協法改正について賛同する意見がほとんど出なかったと報道されている。

さらに採決の27日の安倍首相が出席しての質疑では、「本当に農業所得が増えるのか、将来の准組合員の利用規制につながらないか」などについて、「懸念拭える答弁なく」との見出しが翌28日の『日本農業新聞』に躍った。

これまでも同紙は「安倍農政を評価しない人が75%」（『日本農業新聞』が行った農政モニターへの意識調査、農政モニター1,150人対象、6月末～7月上旬に実施）と伝えており、そうした状況の中での、安保法制の強行採決と同じ構図での農協改革法案の採決となった。

さて、著者はTPP問題、アベノミクス農政（「官邸農政」）、農協、農業委員会、農業生産法人制度問題、農地法、農政等に関わり、安倍政権の「性急」な各改革案に対し、それへの批判として矢継ぎ早に著書を出してきた、いわばこれらの分野のオピニオン・リーダーである。

本書は「農協・農業委員会攻撃」を論じた著書である『規制改革会議の農業・農協攻撃をはねかえす』（農業・農協問題研究所、2014年7月）、『戦後レジームからの脱却農政』（筑波書房、2014年10月）に続き、刻々と変化する情勢とその経過、その批判的検討を行ったものとなっている。なかでも前著『戦後レジームからの脱却農政』で残された課題とした「対抗策の発信」の中間報告の意味を込めて本書を上梓したとしている。

もちろん、現在においてもその「対抗策の発信」の手はゆるめておらず、2015年6月には『暮らしのなかの食と農58 官邸農政の矛盾』（筑波書房）を上梓し、その3章では「農協の『改革』の第一ラウンド」として、敗北の経過を検証し、運動を総括し、克服すべき課題を明確にしていく必要性を訴えている。常にわれわれへ鋭い論点提示と対抗策を示唆してくれている。

* 本学本学経済学部准教授

さて、本書は「はじめに」「あとがき」のほかに、7つの論点に対応した章で構成されている。目次を示すと、「1 いま、なぜ、農協・農委『解体』なのか、2 農協はもうけを追求する組織か—非営利規定—、3 農協は誰のためのものか—共益性と公共性—、4 農協を地域から切り離す—理事会・経営管理委員会—、5 中央会や連合会をどうするか—頂点潰し作戦にのらない—、6 農業委員会系統に対する攻撃、7 『この国のかたち』を守るために」となっている。満遍なく問題を取り上げているわけではなく、掘り下げが必要だと思われる7つの論点に絞って論じているとし、足りない点は前二著を読んでもらいたいとしている。

以下、各章のポイントに絞って述べてみたい。

まず、「はじめに—攻撃の特徴—」では、前述した本書のねらいのほかに、2015年度の今通常国会へ改革案の提案の異常性として、その「性急・拙速」（同時に執拗性）と「権力性（非自発性・現場無視）」を際立った特徴として指摘する。そしてそれは、協同組合の「自治と自立」という組織的特徴を無視し、内在的・自発的（「内なる声」）な改革ではなく、「外から」（財界+アメリカ）、「上から」（官邸）の「機動的」な改革となっているとまとめている。

「1. いま、なぜ、農協・農委『解体』なのか」では、「いま、なぜ」の問いに対して、絶対多数をもつ強力な「安倍内閣の登場だから」とする。そして、「なぜアベノミクスで農業『改革』が突出するのか」という点では、第1の矢、第2の矢で成長戦略は望めなく、「医療、福祉、教育、農業といった分野」をターゲットに投資先とする、新たなビジネスチャンスの場とする。そのため（企業にとっての）「農業の成長産業化」が浮上することになる。「競争力ある農業、魅力ある農業を創る」「農業者の所得向上」は単なる見せかけの看板であり、そのうらに隠されている「企業の進出の邪魔になる農協、農業委員会の排除」を「改革」の本質としている。こうして、10年間温めてきた「悲願」を農水省と官邸で、それになびく自民党、財界（規制改革会議）はそれを後追い・後押しする、という農協・農委「解体」攻撃の構図として描く。ただ、10年前との違いは、10年前には「全中が強力なリーダーシップを発揮すべき」と期待していたのに対して、今回の「改革」は「中央会制度の廃止」=「TPPに反対してきたことへの腹いせ、……抵抗勢力潰しの面」を中心論点としているところにあるという。

そして、「現政権のねらいが経済を超えた戦後レジームからの脱却」にあり、〈歴史修正主義+新自由主義〉ハイブリットであり、それは「対米従属のなかでの対米自立」という見果てぬ夢を追いかけているところにあると同時に、そうした最奥から「農協・農委つぶし」が出ているとする。

「2. 農協はもうけを追求する組織か—非営利規定—」では、まず、「規制改革会議」は協同組合・農協の組織的・事業的に特徴、協同組合原則を知らないため、協同組合を・農協を「株式会社と同じイメージ」とらえているとする。そのため「改革」では、「非営利規定」を外し、協同組合には「剰余」はあっても「収益」概念はないにもかかわらず、改正案では「剰余」と「収益」を盛り込むなどの過ちをおかしているという。農協のアイデンティティにかかる農協法第8条の農協の非営利規定は死守すべきであり、そもそも協同組合に対する理解の不十分さが真逆な「改革」、協同組合（事業をつうじて組合員への最大奉仕）の株式会社（「利益を上げる組織」）化となっている点を喝破している。

「3. 農協はだれのためのものか—共益性と公共性—」では、規制改革会議意見・答申では総合農協の専門農協化、職能組合化が企図され、各種事業も信用・共済・生活事業の切り離し（「共益性」事業への特化、「公共性」事業の切り離し）、員外、准組合員の事業利用制限が議論されている。こうした「答申」等はまさに農協つぶしであることは明白であり、それに対して、農協は職能組合として農業者のための共益性ととも、農業者を含む地域住民のための生活インフラの提供という公共性をも果たしてきた歴史的事実を強調し、「この二つを同時追求するのが今日の農協のあるべき姿」として、農協法の目的規定である第1条を改めて、「農業者・農村住民の協同組織の持続的発展を促進」に書き改め、「農的地域協同組合」

をめざすべきとする。

「4. 農協を地域から切り離す—理事会・経営管理委員会—」では、答申等が「外部から経営に精通した者」「経営のプロ」「株式会社 OB」や認定農業者の経営参加をうたっていることに対して、これまた協同組合原則（国際的原則）・現行法にも無知なことからくる「意見」「答申」であると批判する。

また、農協を農業者の純粋な職能団体になれといているが、理事や役員は非農業者で構成しろというのは矛盾する。仮に矛盾でないのならそのねらいは、組合員は純粋な専業農業者、それでは農協経営は立ちいかなくなるので、農外企業・農協を系列化・下請け化したい株式会社 OB の役員、理事が農協の経営を牛耳る、「農業の成長産業化」ならぬ「農業（……農協だろうか？）の下請け企業化」という構図を提示する。そもそも農協は「地域密着型業態」であり、そのために地域選出を土台にしながら地域性も考慮した階層別（認定農業者、女性、青年）理事に一定枠を設けることが必要と提起する。株式会社 OB 理事が過半を占めるとなると「ちょっと待った」と言わざるをえなくなるとする。

また、鳴り物入りで導入された経営管理委員会制度については、今回の議論で全く触れられていないのは、それは次の段階の布石ではないかと推測している。

「5. 中央会や連合会をどうするのか—頂上潰し作戦にのらない—」では、まず「首相直々の中央会潰し」というパワハラ的面を強調する。しかも「全中がなくなっても県中があればいい」といった分断作戦、個別撃破戦略がそこに隠されている点も見抜き、それは農協系統組織のバラバラ化なのであると指摘する。

そもそも中央会の弱点として、「中央会の設立、解散及び定款変更の認可は、行政庁の自由裁量処分」とされており、中央会は行政機関であり、協同組合原則に則っていない組織である点を指摘する。中央会は「単協の補完組織」ではなく、単協、県中等、全国連を「指導」「支持」する組織、それらの組織の上位機関とされ、そのため「自治・自立」の組織から「国が上意下達的に農政浸透を図る半官組織に豹変した」、そこに中央会の弱点があるとする。

しかし、実態的には中央会は「半官的農政浸透機関と協同組合二次組織の二面性をもつ」ようになっているものの、「答申」は、中央会の二面性のうち一面である「上位機関」として「各単協の自由な経営を制約する」かのように描き出し、その「廃止」「新たな制度」への転換を主張する。

こうした文脈で、「首相直々の中央会潰し」（「法定の形の中央会のあり方は廃止」発言）であり、「自律的な新たな制度」＝一般社団法人化、協同組合の連合会的な性格の全面否定、監査機能もろとも法の保護から除外されることがねらわれていると指摘する。

そして、「新たな中央会」は JA「自己改革」で「監査機能会」に収斂させ、協同組合の教育機能を軽視していることに警鐘を鳴らす。また一般社団法人化した場合、独禁法の適用除外は受けられなくなるが、JA「自己改革」ではこの点に一切触れておらず懸念を示す一方、「独禁法適用除外を受ける必要のある事業」についてはきちんと位置づけるべきとしている。

また、全国監査機構「外部監査」の位置づけと公認会計士による監査の場合の問題点と費用の問題点を指摘し、公認会計士では業務監査が期待できないこと、「業務監査を『経営指導』ではなく、単協の経営健全性を担保する補完機能として位置付け直して、会計監査ともども法定の機能として継続すべき」と結論する。

また全農の農協出資の株式会社化した場合、独禁法の適用除外にはならず、「独禁法の適用除外が外れた時の事業の（悪）影響」について、積極的に例証し、反論すべきだと指摘する。

補論では、JA「自己改革」で「JA が今まで以上に営農経済事業へ注力するためには、合併等により態勢整備をすすめることで、組合員にとって十全な総合事業を展開できる JA となることを基本的な考え方とする」と踏み込んでいる点を指摘し、他方で政府案では合併について触れていないと指摘し、JA「自己改革」と政府の姿勢を対照的に描き出した上で、合併は「地域個性を生かした独自性（地域密着型の具

体的展開)を確保しうるか慎重に検討すべき」で、「産地・生活圏に立脚したJAとして今後いかなる規模が適切か検討すべき」とし、ビルドアップ的な合併論議、中央会、全農(経済連)との関係整理が必要とも指摘する。

「6. 農業委員会系に対する攻撃」では、選挙制・公認性から選任制への移行が最大の攻撃だとし、農業委員会を農地中間管理機構の下働き(後の国会質疑では机上委員会化と指摘)、最終決定権は機構が持っている点や、新たに農地利用最適化推進委員が新設され、推進委員に具体的な農地集積機能を任せるという仕組みという(国会最終8月25日の参考人質疑で農業委員の数は半減するが、宮城県の例では現在でも農業委員1人あたりの担当面積は270~300ha、膨大な担当面積!になっている)。「〈農業委員数+農地利用最適化推進員数=現行委員数〉になればまあいいか」という状況ではない。ここでも「答申」は実態から遊離した議論を展開している。「少なくとも現行の農業委員数を確保すべき」と筆者は指摘するが、現状でも農業委員の仕事はオーバーワークなのである。

ほかにも「答申」では〈選挙制の廃止=建議機能の廃止=系統性の切断〉を三位一体でねらっているとされ、しかもこうした攻撃攻勢に対して農業委員会系統からの反対の声は弱いと指摘される。しかし、非常勤の農業委員は市町村等議員と同じく選挙で選ばれた農業者の代表であるから「地域の農地の自主的な管理の担い手として、その立場から必要なことは堂々と訴えていくべき」との指摘には納得させられる。

まとめでは、株式会社の農地所有権取得のための規制改革が財界の真のねらいで、そのために農業生産法人の要件緩和、実質的な一般法人化であり、農業委員の不要、推進委員だけで〈国一県農地中間管理機構一市町村一最適化推進委員(+選任委員)〉という行政系統での農地の強権的集積を果たしていく作戦だと見抜いている。では、地域の農地を守るために今どうしたらよいか考えるべきと提起する。

「7. 『この国のかたち』を守るために」では、「この国のかたち」(=戦後レジーム〈体制〉=国民主権・戦争放棄・基本的人権の尊重・地方分権、さらに農協・農委体制)からの脱却、葬り去ろうとする安倍政権に対して、政権担当の5年間に、分断作戦に乗らず、国民との連帯を通じて、「この国のかたち」を考えようと提案する。あれよあれよという間にことが進んでしまう恐れがある。しかも、攻撃は続き、まぬがれぬところはないとし、この「5年戦争」を戦い抜く構えを力説する。なかでもアイデンティティ(農協は協同組合であり続けるべきなのか、いなか。農業委員会は選挙に基づく農地の自主管理のための行政委員会たり続けるのか、いなか)攻撃に反撃する共同の取り組みが農協系統内、農委系統内、そして両系統を結んで追求されるべきと強調する。そして政府のマスコミを動員しての国民の分断作戦を跳ね返し、国民との連帯をとりもどす方策、持続可能な社会を構想・提示する。

本書は発行されてすでに10ヶ月余がたち、その間に同じシリーズ『暮らしのなかの食と農58 官邸農政の矛盾』が2015年6月に発行されている。本来ならば『官邸農政の矛盾』と併せて書評すべきところであろうが、評者の能力・余力のなさから『農協・農委「解体」攻撃をめぐる7つの論点』に絞って書評せざるをえなかった。また、国会審議・参考人質疑等に見られるように、さらに与党および各党の農協改革法案に対する姿勢などをみるにつけ、「この国のかたち」をどうするのか、真剣に考えなければならないという切迫感にとられる。本書はそうした点で農業・農協場面での「アベコベミクス」をえぐる格好の素材を提供し、有効な「対抗策の発信」となっている。2016年の参議院選挙に向け、農政、農協・農委問題、農業問題を争点に「終わりの始まり」を早める上で、本書を広く多くの方々にご一読いただきたい。